

岩手県告示第 726 号

肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）第 14 条第 2 号の規定により、次の肥料の登録は、失効した。

平成 19 年 10 月 19 日

岩手県知事 達 増 拓 也

登録番号	肥料の名称	保証成分量・その 他の規格	生産業者		失効年月日
			氏名又は名称	住 所	
岩手県第 130 号	白竜炭酸カルシウム	% アルカリ分 53.0	白竜石灰化工株式会社	岩手県紫波郡紫波町赤沢字 女牛 42 番 3 号	平成 19 年 3 月 31 日
岩手県第 131 号	白竜生石灰	アルカリ分 85.0	〃	〃	〃
岩手県第 132 号	白竜消石灰 1 号	アルカリ分 70.0	〃	〃	〃
岩手県第 133 号	白竜消石灰 2 号	アルカリ分 65.0	〃	〃	〃
岩手県第 156 号	白竜粒状消石灰 1 号	アルカリ分 70.0	〃	〃	〃
岩手県第 227 号	白竜粒状消石灰 2 号	〃	〃	〃	〃
岩手県第 225 号	消石灰	〃	吉見石灰工業株式会社	徳島県阿南市津乃峰町戎山 9 番地	〃
岩手県第 228 号	粒状消石灰	〃	〃	〃	〃